

平成18年度

# 公益法人に関する年次報告

総務省

(付注)

「公益法人概況調査」について

- 公益法人概況調査とは、公益法人の実態を把握すべく、総務省（大臣官房管理室）が各所管官庁に対して、昭和61年から実施しているものである。調査項目等の変更等があるため、すべての調査項目について連続性があるものではない。
- 調査の時点は、毎年10月1日現在である。本年次報告で使用しているデータは、基本的に平成17年度公益法人概況調査（平成17年10月1日現在）により、各所管官庁から申告を受けた数字によるものである。ただし、財務・会計等に関する項目については、前年度決算報告の値である。したがって、平成17年度公益法人概況調査において、事業年度が4月から翌年3月であるものについては、平成16年4月～平成17年3月の値（資産等については、平成17年3月31日時点の値）となる。

# 目次

<b>第1章 公益法人制度の概要</b> .....	1
<b>第1節 公益法人の定義</b> .....	1
1. 公益法人の定義 .....	1
2. 社団法人と財団法人 .....	1
3. 広義の公益法人等 .....	2
広義の公益法人 .....	2
中間的な団体 .....	3
特殊法人等 .....	3
<b>第2節 公益法人に関する法制度</b> .....	4
1. 公益法人の設立 .....	4
2. 公益法人の組織 .....	4
理事 .....	4
監事 .....	4
総会等 .....	4
3. 定款の変更等 .....	5
4. 公益法人の登記 .....	5
5. 公益法人の能力 .....	5
6. 公益法人の解散 .....	5
<b>第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度</b> .....	6
1. 主務官庁制 .....	6
2. 都道府県知事等による事務の処理等 .....	6
3. 公益法人の所管官庁 .....	7
4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み .....	8
統一的な指導監督等の推進体制 .....	8
統一的な指導監督等の基準 .....	9
5. 公益法人の会計処理 .....	9
公益法人会計基準の決定 .....	9
公益法人会計基準の適用 .....	9
公益法人会計基準の見直しについて .....	10
公認会計士・税理士の関与状況 .....	12
<b>第4節 公益法人に関する税制</b> .....	13
1. 公益法人に関する税制 .....	13
(1) 国税 .....	13
法人税 .....	13

公益法人の収支計算書の提出	13
所得税	14
消費税	14
その他	14
(2) 地方税	14
住民税	14
事業税	15
地方消費税	15
不動産取得税、固定資産税及び都市計画税	16
その他	16
2. 公益法人に対する寄付に関する税制	16
<b>第5節 公益法人に関する施策の動向</b>	17
1. 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等	17
「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せ	17
「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せ	17
2. 公益法人の指導監督等に関する研修会等の実施	18
3. 営利法人等への転換に関する指針の申合せ	20
4. 休眠法人及び所管不明法人の整理に関する取組	20
休眠法人及び所管不明法人の問題点	20
休眠法人の整理に関する統一的基準の策定等	21
所管不明法人の調査及びその整理への取組	21
5. 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革	23
6. 公務員制度改革大綱に基づく措置	24
7. 「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置	24
8. 総人件費改革	24
<b>公益法人コラム① 時代のニーズに対応した研究・事業への助成・支援を行う</b>	
<b>企業型助成財団</b>	25
<b>第2章 公益法人の現況</b>	29
<b>第1節 基礎的事項</b>	29
1. 公益法人の数	29
2. 公益法人数の推移	32
3. 性格別法人数	32
4. 新設法人数	33
5. 解散法人数	33
6. 設立年代別法人数	35
7. 主務官庁別法人数	36
8. 設立目的別法人数	37

9. 事業種類別法人数	39
10. 社団法人における民法上の社員	41
11. 財団法人における基本財産	42
12. 賛助会員等	43
<b>第2節 個別事項の分析</b>	<b>43</b>
1. 役職員の状況	43
理事	43
常勤理事	45
公務員出身理事	45
所管官庁出身理事	46
同一親族・企業関係者理事	48
同一業界関係者理事	49
監事	50
外部監事	51
現職公務員理事・監事	52
現職議員理事	52
有給常勤役員の平均年間報酬額	53
職員	55
評議員	55
2. 財務・会計の状況	57
年間収入額	57
年間支出額	59
指導監督基準上の収益事業	62
法人税法上の収益事業	64
資産額	65
負債額	66
正味財産額	66
正味財産増減額	66
内部留保の状況	67
3. その他	69
株式保有の状況	69
情報公開の状況	71
所管官庁への書類提出状況	72
立入検査の実施状況	73
<b>公益法人コラム② 公益法人と情報公開</b>	<b>76</b>
<b>第3章 公益法人と行政とのかかわり</b>	<b>78</b>
<b>第1節 行政委託型法人等の状況</b>	<b>78</b>
1. 行政委託型法人等の定義	78

2. 行政委託型法人等の数	79
3. 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容	79
4. 制度が作られた年次	80
5. 指定条項数と根拠法令等の種別	82
6. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等	83
<b>第2節 公益法人に対する補助金・委託費等</b>	84
1. 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等	84
2. 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等	85
<b>第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況</b>	86
1. 実施計画の策定に至る経緯	86
行政改革大綱の概要	86
実施計画の策定に至る経緯	86
2. 実施計画の推進状況の概要	87
実施計画のフォローアップ	87
委託等に係る事務・事業の改革	88
推薦等に係る事務・事業の改革	90
補助金等の見直し	90
3. 国の関与等を透明化・合理化するための措置	92
透明化・合理化ルールの策定	92
検査等の委託・推薦等に関する事項	92
補助金等の交付等に関する事項	93
4. 今後の取組について	94
<b>第4節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況</b>	95
1. 経緯	95
2. 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況	95
退職公務員の役員就任状況に関する情報開示	95
役員の報酬・退職金規程の整備・公開	96
役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況	96
<b>第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況</b>	97
<b>公益法人コラム③ 財団法人 ホシザキグリーン財団</b>	99
<b>第4章 公益法人制度の抜本的改革等の動向等</b>	101
<b>第1節 公益法人制度の抜本的改革の経緯</b>	101
<b>第2節 公益法人制度改革の内容</b>	103
1. 新たな公益法人制度の特色	103
2. 公益法人制度改革関連3法の概要	106
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要	106

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要	109
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要	112
<b>公益法人コラム④ 財団法人 鼓童文化財団</b>	116
<b>第5章 公益信託制度について</b>	118
<b>第1節 公益信託制度の概要</b>	118
1. 公益信託の定義	118
2. 公益信託の特色	118
3. 公益信託の仕組み	118
4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準	118
5. 公益信託の運営	119
6. 公益信託の税制	120
<b>第2節 公益信託の現況等</b>	120
1. 信託数及び信託財産	120
2. 信託目的別信託数	121
3. 主務官庁別信託数	123
4. 授益行為の状況	123
5. 信託法の改正	124
6. 今後の展望	124
<b>公益信託コラム 公益信託の多様な展開について</b>	126
<b>参考 英国チャリティ委員会</b>	128
<b>付属資料</b>	133

# 図表目次

## 【第1章】

表1-1-1	広義の公益法人の例	2
表1-1-2	法人の分類	3
表1-3-1	都道府県知事等による事務の処理等	7
表1-3-2	公益法人の所管官庁	8
図1-3-3	公益法人に対する指導監督等の仕組み	8
表1-3-4	会計基準の適用状況別法人数	10
図1-3-5	新たな公益法人会計基準について	11
表1-3-6	日本公認会計士協会が公表した実務指針等	12
表1-3-7	公認会計士・税理士の関与状況別法人数	12
表1-4-1	非営利法人等の主な課税の取扱い（国税）	13
表1-4-2	公益法人等の法人税の課税状況	14
表1-4-3	非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）	15
表1-4-4	特定公益増進法人数	16
表1-5-1	外部監査（公認会計士等による監査）を受けた法人数の推移	18
図1-5-2	インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて	18
表1-5-3	公益法人関係研修会等一覧	20
図表1-5-4	休眠法人数の推移	22
図1-5-5	所管不明法人数の推移（国・都道府県所管合計）	23
図表1-5-6	所管不明法人の処理状況	23

## 【第2章】

図2-1-1	公益法人数	29
図2-1-2	所管類型別法人数	30
表2-1-3	所管官庁別法人数	30
図2-1-4	法人数の推移	32
表2-1-5	性格別法人数	33
表2-1-6	新設法人数	33
表2-1-7	解散法人数	34
図2-1-8	解散類型別法人数	34
図2-1-9	設立年代別法人数	35
図2-1-10	設立年代別の社団法人・財団法人数及び比率	36
表2-1-11	主務官庁別の法人数	37
図表2-1-12	設立目的別法人数	38
図表2-1-13	事業種類別法人数	39
図表2-1-14	社員規模別法人数	41



図表2-1-15	基本財産規模別法人数	42
表2-1-16	賛助会員等規模別法人数	43
表2-2-1	理事規模別法人数	44
表2-2-2	理事任期別法人数	44
表2-2-3	常勤理事規模別法人数	45
図2-2-4	公務員出身理事のいる法人数等の推移	46
図2-2-5	所管官庁出身理事のいる法人数等の推移	47
表2-2-6	所管官庁出身者の公益法人理事への就任状況に係る実態調査の結果（概要）	48
表2-2-7	同一親族理事及び同一特定企業関係者理事の状況別法人数	49
表2-2-8	同一業界関係者理事の状況別法人数	50
表2-2-9	監事規模別法人数	51
表2-2-10	外部監事導入の有無別法人数	51
表2-2-11	現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数	52
表2-2-12	現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数	53
表2-2-13	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	53
図2-2-14	有給常勤役員の平均年間報酬額 2,000 万円以上の法人数の推移	54
表2-2-15	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	54
表2-2-16	職員規模別法人数	55
表2-2-17	評議員規模別法人数	56
表2-2-18	財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数	57
表2-2-19	評議員数と理事数の関係	57
表2-2-20	年間収入額規模別法人数	58
図表2-2-21	年間収入構成	58
表2-2-22	年間支出額規模別法人数	60
図表2-2-23	年間支出構成	60
表2-2-24	公益法人本来の事業費割合別法人数	61
表2-2-25	管理費の総支出に占める割合別法人数	62
表2-2-26	指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数	63
表2-2-27	指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数	64
表2-2-28	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数	64
表2-2-29	法人税法上の収益事業種類別法人数	65
表2-2-30	資産額規模別法人数	65
表2-2-31	負債額規模別法人数	66
表2-2-32	正味財産額規模別法人数	67
表2-2-33	正味財産増減額規模別法人数	67
表2-2-34	内部留保額規模別法人数	68
表2-2-35	内部留保の水準別法人数	69
表2-2-36	株式の保有状況別法人数	70
表2-2-37	株式保有会社数別法人数	70

表2-2-38	株式保有割合別法人数	71
表2-2-39	過半数株式保有会社数別法人数	71
表2-2-40	情報公開の状況	72
表2-2-41	ホームページの開設及び項目別掲載状況	73
表2-2-42	所管官庁への書類提出状況	73
表2-2-43	立入検査の実施状況	74
表2-2-44	平成17年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況	75

**【第3章】**

図3-1-1	公益法人と行政とのかかわりの状況	78
表3-1-2	国所管の行政委託型法人等の数	80
表3-1-3	行政委託型法人等が実施する事務・事業	81
図3-1-4	行政委託型法人等に対する年次別指定条項施行数	81
表3-1-5	府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数	82
表3-1-6	委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別	83
表3-1-7	都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数	84
表3-2-1	各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況	85
表3-2-2	各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況	85
図3-3-1	実施計画のポイント	87
表3-3-2	実施計画の推進状況（委託・推薦等）	89
表3-3-3	実施計画の推進状況（補助金等）	91
表3-3-4	透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）	93
表3-3-5	透明化・合理化ルールの進捗状況（補助金等）	94
図3-4-1	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合	96
図3-4-2	仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合	97
表3-5-1	「公益法人の設立許可について」の実施状況について	98

**【第4章】**

図4-2-1	公益法人制度改革のポイント	103
表4-2-2	「新たな非営利法人制度に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方」（概要）	105
図4-2-3	民法法人の新制度への移行措置の概要	115

**【第5章】**

図5-1-1	公益信託の運営	119
図表5-2-1	信託財産規模別信託数	121
図表5-2-2	信託目的別信託数	122
表5-2-3	主務官庁別信託数	123
図表5-2-4	授益行為状況別信託数（累計）	124

# 第1章 公益法人制度の概要

## 第1節 公益法人の定義

### 1. 公益法人の定義

公益法人とは、一般に、民法〔明治29年法律第89号〕第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人を指し、次のような要件を満たすものである。

- ① 公益に関する事業を行うこと
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 主務官庁の許可を得ること

①の「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とする事業を行うことと考えられている。したがって、次のような事項を目的とするものは、公益法人として適当でないものとされている（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」〔平成8年9月20日閣議決定〕（以下「指導監督基準」という。）による。）。

- ㊦ 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- ㊧ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- ㊨ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

②の「営利を目的としないこと」とは、法人の会員等の構成員に利益を分配することを目的としないという意味である。

③の「主務官庁の許可を得ること」とは、設立するに当たって、設立しようとする公益法人の目的に関連する事務を所掌している官庁（以下「主務官庁」という。）の許可を得ることが必要ということである（主務官庁制度等の詳細については、本章第3節参照）。

### 2. 社団法人と財団法人

民法第34条に規定されているように、公益法人には、社団法人と財団法人の二つの類型がある。

社団法人とは、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。財団法人とは、一定の目的の下に拠出され結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。

社団法人と財団法人との根本的な差異は、構成要素としての社員の有無である。社団法人においては、社員が存在し、社員の総会によって法人の意思が決定され、社員が出えんする会費をもって運営される。一方、財団法人においては、社員は存在せず、寄附行為によって定められた設立者の意思に基づき、基本財産の運用益をもって運営される。

このように、法律の規定上は社団法人と財団法人は明確に区分されているが、社団法人においては会費のみで、また、財団法人においては基本財産の運用益のみで事業を行うことは困難となってきたため、実際には、運用基金等を有している社団法人や賛助会員制度等を有している財団法人が存在して

いる。

### 3. 広義の公益法人等

#### （広義の公益法人）

一般的に、公益法人とは、民法第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人を指すが、公益を目的とする法人の一つの類型として、その他の特別法に基づいて設立される法人も含めて公益法人ということがある（このように用いる場合には、以下「広義の公益法人」という。）。

広義の公益法人の例としては、表1-1-1のようなものがある。

表1-1-1 広義の公益法人の例

法人名	根拠法	法人数
学校法人	私立学校法 〔昭和24年法律第270号〕	7,874 法人 (平成17年4月1日現在) 文部科学省所管：660 法人 都道府県所管：7,214 法人
社会福祉法人	社会福祉法 〔昭和26年法律第45号〕	18,811 法人 (平成17年3月31日現在) 厚生労働省所管：181 法人 都道府県所管：18,630 法人
宗教法人	宗教法人法 〔昭和26年法律第126号〕	182,641 法人 (平成16年12月31日現在) 文部科学省所管：1,026 法人 都道府県所管：181,615 法人
医療法人	医療法 〔昭和23年法律第205号〕	40,030 法人 (平成17年3月31日現在) 厚生労働省所管：642 法人 都道府県所管：39,388 法人
更生保護法人	更生保護事業法 〔平成7年法律第86号〕	163 法人 (平成18年3月31日現在)
特定非営利活動法人 <sup>(注)</sup> (NPO法人)	特定非営利活動促進法 〔平成10年法律第7号〕	26,394 法人 (平成18年3月31日現在) 内閣府所管：2,138 法人 都道府県所管：24,256 法人
公益法人	民法 〔明治29年法律第89号〕	25,263 法人 (平成17年10月1日現在) 国所管：6,841 法人 都道府県所管：18,577 法人

広義の公益法人のうち、民法第34条の規定に基づく公益法人の設立に当たっては、主務官庁の許可を受けることとされているのに対し、それ以外の法人の設立に当たっては、主務官庁の認可又は認証を受けることとされており、主務官庁の裁量の幅が狭まっている。

また、民法第34条の規定に基づき設立を許可される公益法人の場合は、主務官庁が、それぞれの所掌事務に関連する目的を有するものについて設立の許可を行うのに対し、それ以外の法人は、特定の目的等により認可又は認証がされるものであり、その担当府省は1府省に限られる。

(注) 特定非営利活動法人(NPO法人)とは、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法に基づき一定の要件の下に設立された法人をいう。なお、特定非営利活動とは、同法の別表に掲げる活動(「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」など17の活動)に該当する活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう(同法については、平成15年5月、特定非営利活動として「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」など5の活動を追加する等の改正が行われた。)

**（中間的な団体）**

公益も営利も目的としない中間的な団体の法人格の取得を可能とするための一般的な法律として、中間法人法〔平成13年法律第49号〕が平成13年6月に制定され、14年4月1日に施行された。

また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合法〔昭和24年法律第174号〕に基づく労働組合、信用金庫法〔昭和26年法律第238号〕に基づく信用金庫、各種の協同組合法に基づく協同組合、各種の共済組合法に基づく共済組合などがある。

**（特殊法人等）**

公益法人の在り方について、最近は行政改革の観点から、特殊法人等とともに議論されることがしばしば見られる。特殊法人、認可法人及び独立行政法人について整理すると、次のとおりである。

- 特殊法人とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為（政府が命じる設立委員が行う設立に関する行為）をもって設立すべきものとされる法人のこと（商法〔明治32年法律48号〕に基づく法人又は公益法人として設立されることもある。）である。
- 認可法人とは、特別の法律に基づき民間の発意により限定数設立される法人のことである。
- 独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法〔平成11年法律第103号〕及び個別法（各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律をいう。）の定めるところにより設立される法人のこと（独立行政法人通則法第2条第1項）である。

表1-1-2 法人の分類

	非 営 利	営 利
	広 義 の 公 益 法 人	公 共 企 業
公 益	社団法人（民法） 財団法人（民法） 学校法人（私立学校法） 社会福祉法人（社会福祉法） 宗教法人（宗教法人法） 医療法人（医療法） 更生保護法人（更生保護事業法） 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）	電気会社（会社法・個別事業法） ガス会社（会社法・個別事業法） 鉄道会社（会社法・個別事業法）
	中 間 的 な 団 体	営 利 企 業
非 公 益	中間法人（中間法人法） 労働組合（労働組合法） 信用金庫（信用金庫法） 協同組合（各種の協同組合法） 共済組合（各種の共済組合法）	株式会社※（会社法） 合名会社（会社法） 合資会社（会社法） 合同会社（会社法） 相互会社（保険業法）

※ 特例有限会社を含む。

## 第2節

## 公益法人に関する法制度

第1節で述べたように、公益法人は、民法の規定に基づき設立等がされるものであるが、民法には、公益法人に関して、次のような規定がある。

### 1. 公益法人の設立

公益法人は主務官庁の許可を受けることによって成立するが（民法第34条。以下、本章において特に記載のないものは民法の条項を指す。）、社団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、理事の任免に関する規定を定めなければならない（第37条）、また、財団法人を設立するには、設立者が一定の財産を出えんし、理事の任免に関する規定その他の事項を寄附行為をもって定めなければならない（第39条）。

なお、社団法人又は財団法人ではない団体は、その名称の中に社団法人若しくは財団法人又はこれらと誤認させるような文字を使用してはならない（第35条）。

### 2. 公益法人の組織

公益法人の機関として民法に規定されているものは、理事、監事及び社団法人における社員総会である。

#### （理事）

理事は、対外的には公益法人を代表し（第53条）、対内的には法人の事務処理に当たる機関である。公益法人には、必ず理事を置かなければならない（第52条第1項）。理事の選任及び解任に関する事項は、定款又は寄附行為によって定められる（第37条第5号、第39条）。

理事が代表権を行使するに当たっては、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反してはならず、また、社団法人においては総会決議に反することはできない（第53条）。理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない（第54条）。

#### （監事）

監事は、理事の事務の執行を監督することを目的とする機関であり、監事の選任及び解任に関する事項は、定款、寄附行為又は総会決議によって定められる（第58条）。

監事の職務は、第59条各号の規定のとおりである。

#### （総会等）

総会は、社団法人の事務の方針を決定する機関であり（第63条）、通常総会は、少なくとも毎年1回必ず開催しなければならない（第60条）。そのほかに、臨時の総会はいつでも開催することができる（第61条第1項）。招集権者、招集の方法等については、第60条から第62条までの規定のとおりである。

社団法人の社員は、総会において平等な表決権を有し（第65条第1項）、社員の資格の得喪は、定款の規定に従うこととされている（第37条第6号）。

なお、社団法人は営利を目的としないため（第34条）、社員には利益の分配に関する権利はない。

### 3. 定款の変更等

社団法人の定款は、総社員の4分の3以上（定款に別の定めがあるときにはこれによる。）の同意及び主務官庁の認可を要件として変更することができる（第38条）。

一方、財団法人は、設立者の意思たる寄附行為によって規律されるという性質から、寄附行為の変更は、寄附行為自体にその変更方法が定められている場合を除き、原則としてできないと解されている。なお、設立者が名称、事務所又は理事の任免の方法を定めずに死亡したときは、一定の者の請求により、裁判所が定めることとされている（第40条。裁判所の管轄については、非訟事件手続法〔明治31年法律第14号〕第34条を参照）。

### 4. 公益法人の登記

公益法人は、取引安全の見地から、その存在及び組織等を公示する必要があるため、登記をすることを要する（第45条から第49条まで。解散については第77条）。公益法人の登記は、第三者に対する対抗要件である（第45条第2項及び第46条第2項）。

### 5. 公益法人の能力

公益法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲内で、権利を有し義務を負うこととされている（第43条）。

また、法人の理事がその職務を行うについて他人に損害を与えたときは、法人は、損害を賠償する責任を負う（第44条第1項）。

理事が法人の目的の範囲外の行為によって他人に損害を加えたときは、その事項の議決につき賛成した社員、理事及びこれを履行した理事等が連帯して損害を賠償する責任を負う（第44条第2項）。

### 6. 公益法人の解散

公益法人は、次の事由が生じたときに解散する（第68条第1項）。

- ① 定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（同項第1号）
- ② 法人の目的たる事業の成功又はその成功の不能（同項第2号）
- ③ 破産手続開始の決定（同項第3号）
- ④ 設立許可の取消し（同項第4号。設立許可の取消しについては第71条）

社団法人については、次のような特有の解散事由がある（第68条第2項）。

- ① 総会決議（同項第1号、第69条）
- ② 社員の欠亡（同項第2号）

また、法人が解散した場合には清算が行われる。清算に関する主な規定は、次のとおりである。

- ① 清算人（第74条から第78条まで）
- ② 債権申出の公告・催告（第79条、第80条）
- ③ 残余財産の処分（第72条）
- ④ 解散した法人の、清算の目的の範囲内での存続（第73条）
- ⑤ 解散・清算の監督（第82条）

## 第3節

## 公益法人に対する指導監督等に関する制度

## 1. 主務官庁制

民法においては、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられている旨規定されている（第34条及び第67条）。主務官庁とは、内閣の行政事務を分担管理する大臣を長とする1府10省を指し（内閣府の外局として置かれている国務大臣を長とするいわゆる大臣庁は、ここでいう主務官庁には含まれない。）、当該公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している主務官庁が、当該公益法人の指導監督等を行うことになる。

また、その目的・事業が、複数の主務官庁の所掌に関連する公益法人については、これらの主務官庁が共管官庁として指導監督等を行うことになる。

## 2. 都道府県知事等による事務の処理等

公益法人に対する指導監督等に関して主務官庁が有している権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することとしたりすることができる旨民法に規定されており（第84条及び第84条の2）、第84条の2の規定に基づき、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令〔平成4年政令第161号〕が制定され、公益法人の行う事業が一つの都道府県の区域内に限られる場合や、一つの地方支分部局の管轄区域内に限られる場合などに、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務のうち特定のものについて、都道府県知事等が事務を処理し、又は地方支分部局の長へ委任することとされている。

本政令の定めによる各主務官庁の権限に属する事務の処理等の状況については、表1-3-1のとおりである。

なお、都道府県知事等が事務を処理する場合において、主務官庁は政令の定めるところにより法人に対する監督上の命令又は設立許可の取消しについて、都道府県知事等に対して指示をすることができることとされており（第84条の2第2項）、これを受けて上記政令の第3条では、都道府県知事等が業務停止命令や設立許可の取消しの処分をしないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときに指示することができることとされている。

また、主務官庁は、都道府県知事等が主務官庁の事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができることとされており（第84条の2第3項）、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を定める件〔平成12年総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号〕において、都道府県知事等が公益法人の指導監督を行なうに当たっては、指導監督基準等によるべき旨が定められている。



表1-3-1 都道府県知事等による事務の処理等

(1) 都道府県知事等による事務の処理

主務官庁	都道府県知事等が処理している事務
内閣府	△ 金融庁の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているもの
総務省	△ 情報通信政策局、総合通信基盤局又は郵政行政局の所掌以外の事務に関するもの
法務省	×
外務省	△ 特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とする事務以外のもの
財務省	△ 財務省の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているもの
文部科学省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの ・大学若しくは高等専門学校等の設置の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供 ・社会教育法第51条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育 ・宗教法人法第5条第2項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する事務に関するものは教育委員会）
厚生労働省	△ ・都道府県労働局の所掌事務のうち、(注)2に掲げるものに関するもの（都道府県労働局） ・地方社会保険事務局の所掌事務に関連するもの（地方社会保険事務局）
農林水産省	○
経済産業省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの ・商工会議所の行う事業の連絡調整 ・電気事業法第57条の2第1項の規定により一般用電気工作物において使用する電気を供給する者の委託を受けて行う一般用電気工作物の調査 ・電気事業法第38条第4項に定める自家用電気工作物について、その設置者の委託を受けて行う保安に関する業務に係る技術の向上
国土交通省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの ・地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。） ・船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項
環境省	○

(注) 1 都道府県知事等による事務の処理については、「○：全部を処理」、「△：一部を処理」、「×：処理せず」である。

2 イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、家内労働法、労働保険特別会計法、労働安全衛生法、雇用保険法、作業環境測定法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第3章第4節の規定に限る。）又は労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行に関する事務（雇用保険法施行令第1条第1項に掲げる事務を除く。）に関連する事項

ロ 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項

(2) 地方支分部局の長への委任

府省名	委任機関
内閣府	○ 財務局長、福岡財務支局長
総務省	○ 総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
法務省	○ 地方更生保護委員会
財務省	○ 財務局長、福岡財務支局長、税関長、国税局長
厚生労働省	○ 都道府県労働局長、地方社会保険事務局長
農林水産省	×
経済産業省	×
国土交通省	○ 地方整備局長、地方運輸局長、神戸運輸監理部長、地方航空局長、管区海上保安本部長
環境省	○ 地方環境事務所長

(注) 地方支分部局の長への委任については、「○：委任あり」、「×：委任なし」である。「○」を付した官庁は、その行う事業がそれぞれの地方支分部局の管轄区域内に限られるものについて委任している。

3. 公益法人の所管官庁

公益法人の指導監督等に係る事務を実施している官庁には、民法に定められた主務官庁である1府10省だけでなく、主務官庁の権限に属する事務を処理することとされている都道府県知事など様々なものがある。

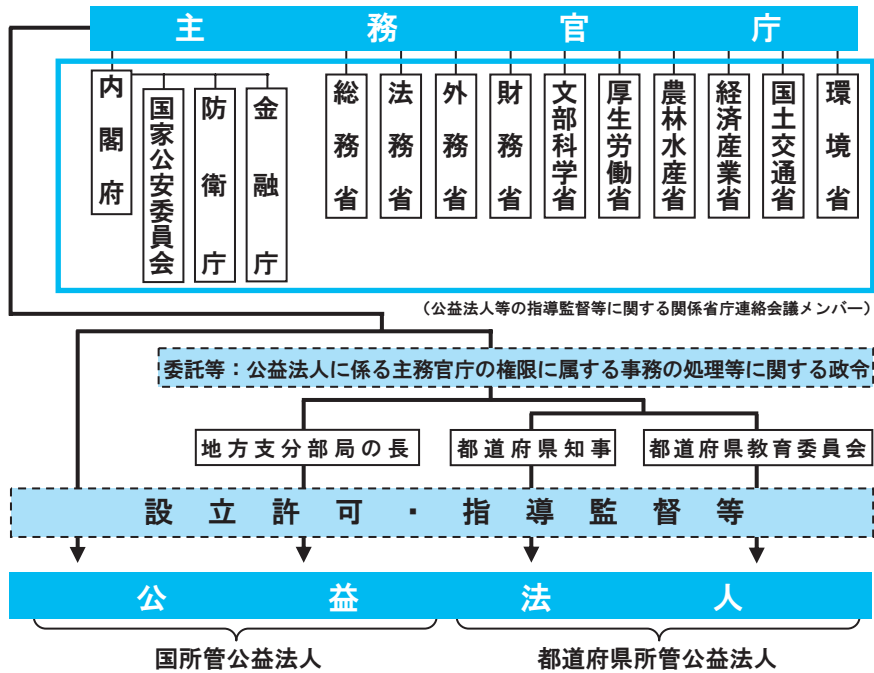
これらの官庁を、民法上の「主務官庁」とは別に、指導監督基準等においては「所管官庁」と称している。所管官庁の数は、表1-3-2のとおりである。

表 1-3-2 公益法人の所管官庁

	内閣府 及び10省	内閣府外局 大臣庁等	地方支分部局の長								都道府県 知事	都道府県 教育委員会
			内閣府	総務省	法務省	財務省	厚生 労働省	国土 交通省	環境省			
所管官庁の数	11	3	183	1	11	8	31	94	31	7	47	47

指導監督の仕組みを図示すると、図 1-3-3 のとおりである。

図 1-3-3 公益法人に対する指導監督等の仕組み



#### 4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み

##### (統一的な指導監督等の推進体制)

公益法人の設立許可及び指導監督は、前述のとおり、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われていることから、これら所管官庁が行う事務の統一性を確保する必要がある。

このため、昭和 46 年以降、「公益法人監督事務連絡協議会」（昭和 46 年 12 月 22 日各府省庁文書課長会議決定により設置。各省庁課長クラスで構成。）や「公益法人指導監督連絡会議」（昭和 60 年 6 月 10 日事務次官等会議申合せにより設置。各省庁局長クラスで構成。）が設置され、これらの連絡会議等において、統一的な指導監督等を行うために必要な連絡調整、各種の統一的基準の策定等が行われてきた（これらの事務については、当時の内閣総理大臣官房管理室が中心となって行ってきたところであるが、平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編に伴い、公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整が、総務省の所掌事務として総務省設置法〔平成 11 年法律第 91 号〕上明確に規定され、総務省大臣官房管理室がその任に当たることとなった。）。

現在は、各省庁官房長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」（平成 16 年 10 月 14 日関係省庁申合せにより設置。各省庁官房長クラスで構成。）を随時開催する等により、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為の実施の透明化等を

各府省で統一かつ強力で推進するという体制となっている。さらに、同連絡会議の下には、各省庁課長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会」が置かれ、必要な調整をより機動的・効率的に実施することになっている〔資料1〕。

#### （統一的な指導監督等の基準）

公益法人の設立許可及び指導監督事務については、昭和40年代後半以降、各省庁の課長クラスあるいは局長クラスで構成する連絡会議等において決定された「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」（昭和47年3月23日公益法人監督事務連絡協議会）、「公益法人の運営に関する指導監督基準について」（昭和61年7月22日公益法人指導監督連絡会議決定）等の基準やこれらの運用に関する指針等により、各所管官庁において統一的な取組が行われてきた。

このほか、「公益法人の設立許可について」（平成7年3月29日公益法人等指導監督連絡会議決定）により、いわゆる「官主導」の公益法人の設立抑制等が図られてきたところである〔資料2〕。

しかしながら、公益法人の運営に係る問題、公益法人と行政との関係に係る問題など様々な指摘がなされ、公益法人及び所管官庁に対する批判が強くなった。

そのような中で、与党行政改革プロジェクトチームにおいて「公益法人の運営等に関する提言」（平成8年7月）が取りまとめられ、政府に提出されたことを踏まえ、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為等の透明化等を、各府省庁で統一かつ強力で推進するため、平成8年7月16日に「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議」の随時開催が閣議口頭了解されるとともに、同年9月20日に、従来の基準等を整理・強化した新たな基準として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」についてが閣議決定された〔資料3〕。

また、平成8年12月19日には、指導監督基準の運用に当たっての具体的かつ統一的な指針として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合せ）の申し合せが行われた〔資料4〕。

さらに、平成9年12月16日には、指導監督基準改正の閣議決定が行われ、公益法人の「内部留保」、「株式保有」及び「情報公開」に関する具体的基準が定められた。

各所管官庁においては、これらの基準や運用指針等にとった指導監督等が行われている。

## 5. 公益法人の会計処理

#### （公益法人会計基準の決定）

公益法人会計基準は、公益法人の健全な運営に資することを目的として、公益法人の会計についてよるべき基準を定めたものであり、昭和52年3月に、公益法人監督事務連絡協議会において決定され、53年4月1日以降できるだけ速やかに適用することとされた。

その後、同基準の運用結果を踏まえ、昭和60年9月には、同協議会の役割を引き継いだ公益法人指導監督連絡会議において従前の基準を改正した。

さらに、平成16年10月14日に「公益法人会計基準の改正等について」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合せ）の申し合せがなされ〔資料6〕、新たな会計基準（以下「新会計基準」という。）を18年4月1日から開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた。

#### （公益法人会計基準の適用）

指導監督基準において、公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととされているが、例外的に以下のような場合には、公益法人会計基準に従って会計処理を行わなくてもいいこととされている。

- ① 学校や病院を経営している法人のように、特別の法令の規定に基づいて事業を行う法人であって、よるべき会計の基準が法令に定められているもの又は当該法令を所管する官庁から示されているもの
- ② 特別な形態をとり、特殊な事業を行うため、主務官庁が本基準を適用することが適当でないと判断し、その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準によるべきであるとしたもの

実際の会計処理状況は、公益法人会計基準を完全に適用している公益法人が74.8%(18,899法人)、収益事業を行い、その部分に関して企業会計基準を適用している等により公益法人会計基準を一部に適用しているものが16.4%(4,151法人)、企業会計を適用しているものが2.6%(668法人)、その他(官庁会計等他の会計基準を適用しているもの)が6.1%(1,545法人)であった(表1-3-4)。

表1-3-4 会計基準の適用状況別法人数

所管官庁		法人数	会計基準の適用状況別法人数			
			公益法人会計基準を完全適用	公益法人会計基準を一部適用	企業会計基準を用	その他
国所管	社団	3,710	3,298	351	32	29
	財団	3,131	2,791	283	33	24
都道府県所管	社団	9,082	6,285	1,887	234	676
	財団	9,495	6,660	1,648	370	817
合計		25,263	18,899	4,151	668	1,545
		比率(%)	74.8	16.4	2.6	6.1
前年合計		25,541	18,997	4,270	709	1,565
		比率(%)	74.4	16.7	2.8	6.1

(注)「法人数」は、共管重複分を除いた実数である。

#### (公益法人会計基準の見直しについて)

公益法人会計基準については、前回改正(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定。昭和62年度から適用。)から20年が経過し、この間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境は大きく変化してきた。また、企業会計、公会計及び非営利会計の分野においても会計基準の新設・改廃等が行われてきているところである。

こうした状況にかんがみ、平成12年4月から、旧総理府(13年1月の省庁再編後は総務省)において、有識者からなる「公益法人会計基準検討会」を開催して、現行会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行い、平成13年12月に、それまでの検討結果について「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理(中間報告)」として公表し、国民からの意見募集を行った。また、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」においても、公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされた。

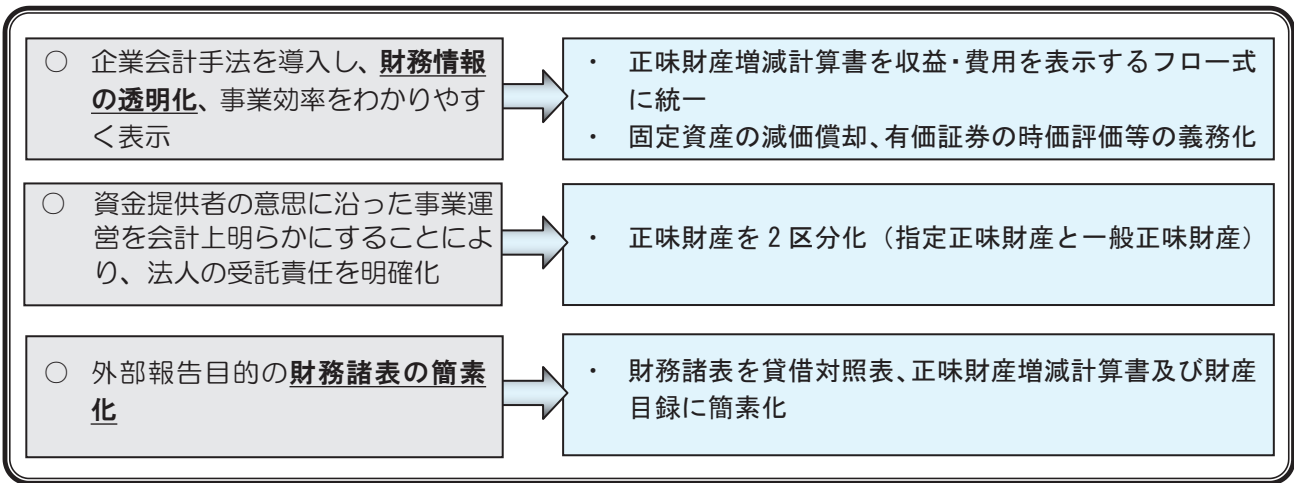
これらを踏まえて、平成14年3月から、公益法人会計基準の理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図るため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に、有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」を開催し、15年3月、「法人会計基準(案)」を中心とする「公益法人会計基準検討会報告書」を取りまとめ、公表した。

この公益法人会計基準(案)については、平成15年6月から、総務省において有識者で構成する「公益法人会計基準案研究委員会」を開催し、適用の在り方、適用時期等について、公益法人制度の抜本的改革の動向等を踏まえつつ検討を行い、16年10月、「公益法人会計基準の改正等について」(公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)の申合せを行った。

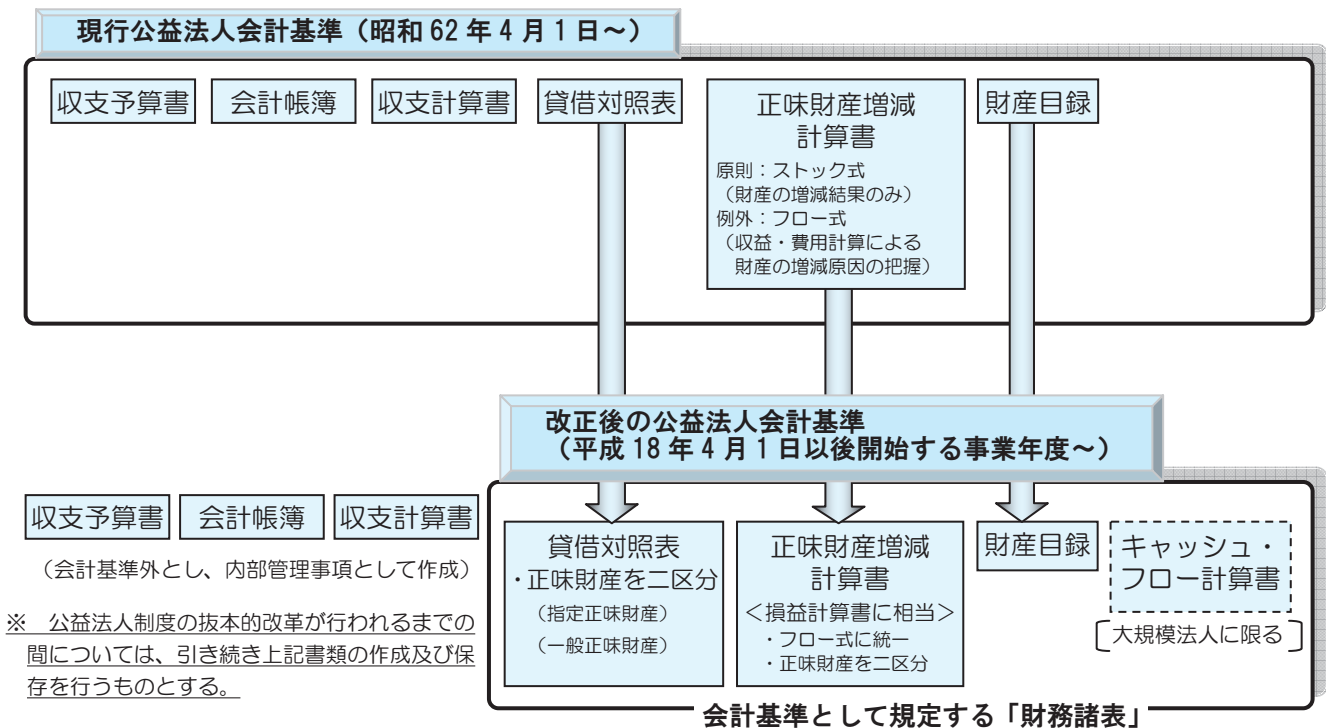
新会計基準のポイントは、以下のとおりである(図1-3-5)。

図1-3-5 新たな公益法人会計基準について

基本的考え方



改正のイメージ



また、同申合せにおいて、新会計基準は、平成18年4月1日から開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。

これを受け、新会計基準の円滑な適用に向けた実務的な検討を行うため、平成16年11月から、総務省において「公益法人会計基準実施検討委員会」を開催し、同委員会における検討結果を踏まえ、17年3月には、新会計基準に対する運用指針を関係省庁において申し合わせた（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ〔資料7〕）。同幹事会においては、併せて、新会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項についての統一的な取扱いについて申し合わせた〔資料8〕。また、新会計基準の実施による会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基

本財産の指導監督上の留意点について、総務省から各所管官庁に対して通知を行った〔資料9〕。さらに、平成17年度からは、「公益法人会計基準実務研究会」を設け、同研究会における検討結果を踏まえ、18年3月には、新会計基準における適用に当たっての留意点について、総務省から各所管官庁に対して通知を行った〔資料10〕。

総務省としては、新会計基準への円滑な移行に向け、各所管官庁や公益法人を対象とした研修等を通じ周知徹底を図っているところである。

なお、新会計基準に関しては、会計基準の適用に当たり実務上必要と思われる事項を取りまとめたものとして、日本公認会計士協会から以下のような実務指針等が公表されている（表1-3-6）。

表1-3-6 日本公認会計士協会が公表した実務指針等

平成17年6月13日	公益法人会計基準に関する実務指針
平成17年11月9日	新会計基準適用に伴う収支予算書及び収支計算書の取扱いについて
平成18年4月13日	公益法人会計基準に関する実務指針（その2）

#### （公認会計士・税理士の関与状況）

公益法人の会計処理に対する公認会計士・税理士の関与状況を見ると、関与していない法人が52.2%（13,198法人）、監査を受けている法人が12.3%（3,099法人）、経理業務を依頼している法人が10.6%（2,672法人）、指導・相談等を受けている法人が24.2%（6,116法人）、役員になっている法人が10.4%（2,624法人）であった（表1-3-7）。

表1-3-7 公認会計士・税理士の関与状況別法人数

所管官庁		公認会計士・税理士の関与状況別法人数					
		法人数	関与なし	公認会計士 監査	会計・経理 業務依頼	指導・相談	役員
国所管	社団	3,710	1,433	689	397	1,005	652
	財団	3,131	797	1,126	333	956	506
都道府 県所管	社団	9,082	5,624	548	996	1,978	481
	財団	9,495	5,454	747	955	2,201	988
合計		25,263	13,198	3,099	2,672	6,116	2,624
		比率(%)	52.2	12.3	10.6	24.2	10.4
前年合計		25,541	14,089	2,987	2,393	5,642	2,333
		比率(%)	55.2	11.7	9.4	22.1	9.1

（注）1 「法人数」は、共管重複分を除いた実数である。

2 複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

## 第4節

## 公益法人に関する税制

## 1. 公益法人に関する税制

公益法人に関する税としては、法人税、所得税、消費税等の国税及び住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税等の地方税がある。

## (1) 国税

## (法人税)

民法第34条の規定に基づき設立された公益法人は、その他特別の法律により設立された学校法人、社会福祉法人等とともに、法人税法〔昭和40年法律第34号〕上「公益法人等」とされており、法人税法上の「収益事業」から生じた所得についてのみ課税される（法人税法第4条及び第7条）。その収益事業に係る税率は22%の軽減税率（普通法人の基本税率は30%）が適用されている（同法第66条）。

公益法人の寄付金の損金算入限度額は、収益事業から生ずる所得の20%とされており、また、収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄付金とみなすものとされている（法人税法第37条）（表1-4-1）。

表1-4-1 非営利法人等の主な課税の取扱い（国税）

項目	公益法人等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人	協同組合等	人格のない社団等
課税対象	収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税	収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税	すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税	収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税
法人税率	22%	30% （所得800万円までは22%）	30% （所得800万円までは22%）	22%	30% （所得800万円までは22%）
(1) 寄付金枠 当該法人が寄付をした場合の損金算入限度額	所得金額の20% 〔学校法人、社会福祉法人、更生保護法人は所得の50%又は年200万円のいずれか多い金額〕	所得金額の2.5% 〔認定NPO法人については、所得金額の20%〕	所得金額の2.5%	（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%） ×1/2	所得金額の2.5%
(2) みなし寄付金	収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄付金とみなす。	— 〔認定NPO法人については、収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄付金とみなす。〕	—	—	—

（注）政府税制調査会資料を基に総務省で作成した。

## (公益法人の収支計算書の提出)

公益法人は、収益事業を行っていることにより確定申告書を提出する場合を除き、収支計算書を原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に、その主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている。ただし、年間の収入金額が8,000万円以下の法人については、適用除外とされて

いる（租税特別措置法〔昭和32年法律第26号〕第68条の6）。

なお、公益法人等の法人税の課税状況は、表1-4-2のとおりとなっている。

表1-4-2 公益法人等の法人税の課税状況

区 分	公益法人等	人格のない社団等	合計
法 人 数	35,511	12,404	47,915
利益あるものの事業年度数	17,382	6,090	23,472
所 得 金 額	2,569億円	134億円	2,703億円
税 額	550億円	32億円	582億円

(注) 1 国税庁統計年報書（平成16年度版）から抜粋

2 平成16年2月1日から17年1月31日までの間に終了した事業年度分について、17年6月30日現在の法人税の申告及び処理事績

### （所得税）

公益法人が支払を受ける利子等については、一定の手続きの下、非課税とされている（所得税法〔昭和40年法律第33号〕第11条）。

### （消費税）

消費税は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課され、その消費税相当額は最終的に消費者に転嫁されることが予定された間接税である。そのため、公益法人についても、一般の民間企業と同様に、その行う課税資産の譲渡等について納税義務を負うこととされている。

消費税の納付税額の計算は、課税の累積を排除するために、原則として、課税売上げに係る税額から課税売上げに要する課税仕入れ等に係る税額を控除する。しかし、公益法人の場合、一般の民間企業とは異なり、その収入の中に会費、寄付金、補助金等のような対価性のない収入（特定収入）が多く含まれているため、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされている（消費税法〔昭和63年法律第108号〕第60条）。

### （その他）

印紙税は、一定の文書を課税の対象とし、文書作成者が納税義務者となる。公益法人の作成する金銭等の受取書は、営業に関しないものとして非課税となるが、その他の文書については、文書の種類に応じて課税される。

登録免許税は、登記、登録等を受ける際に課税される税で、登記等を受けるものが納税義務者となる。公益法人の設立の登記については、登録免許税の課税対象とされていない（登録免許税法〔昭和42年法律第35号〕別表第一）。

なお、公益法人が不動産を取得し、登記を受ける場合等は課税されるが、次の不動産の取得の登記は非課税である（同法別表第三）。

- ① 自己の設置運営する学校の校舎又はその校舎の敷地等の取得の登記
- ② 住宅金融公庫等の融資を受けて譲渡のために一時的に所有する建物又は土地の取得の登記

## （2）地方税

### （住民税）

法人の住民税（道府県民税及び市町村民税）には、均等割と法人税割とがある。このうち、均等割は法人の所得の有無や所得金額の多寡にかかわらず一定の税額を納付するものであり、法人税割は法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として税額を計算するものである（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第23条及び第292条）。

公益法人に対しては、道府県民税及び市町村民税が原則として課税されるが、収益事業を行わない法



表1-4-3 非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

項目		公益法人等 (地方税法25 条I②、296 条I②に規定 されている法 人)	公益法人等 (地方税法25条 I②、296条I ②に規定され ている法人以外 の公益法人等)	特定非営利 活動法人 (NPO法人)	人格のない 社 団 等	中 間 法 人	協 同 組 合 等
法人住民税	均等割	標準税率	<収益事業を行わない場合> 都道府県：年額2万円、市町村：年額5万円			都道府県：年額2万円 市町村：年額5万円	都道府県：年額2万円～80万円 市町村：年額5万円～300万円
	法人税割	課税対象	<収益事業を行う場合> 都道府県：年額2万円～80万円 市町村：年額5万円～300万円			法人税額	法人税額
		標準税率	<収益事業を行わない場合> 非課税 <収益事業を行う場合> 収益事業により生じた所得に係る法人税額			都道府県5%、市町村12.3%	都道府県5%、市町村12.3%
法人事業税	課税対象	収益事業により生じた所得に限り課税				すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税
	標準税率	所得	年400万円以下	5%	所得	年400万円以下	5%
			年400万円超800万円以下	7.3%		年400万円超	6.6%
			年800万円超	9.6%		800万円以下	7.3%
						年800万円超	9.6%

人であれば、法人税は課税されないことから、均等割だけが課税されることになる。

また、同法第25条第1項第2号及び第296条第1項第2号に規定されている公益法人に対しては、その法人が収益事業を行う場合以外は、道府県民税及び市町村民税のいずれもが、法人税割、均等割ともに非課税とされている。

法人の道府県民税及び法人の市町村民税の税率は、表1-4-3のとおりである（同法第51条、第52条、第312条及び第314条の4）。

公益法人が銀行等から支払を受ける利子等については、道府県民税利子割（道府県民税のうち、支払を受けるべき利子等の額によって課すもの。）を特別徴収されることはなく、非課税とされている（同法第25条の2第2項）（表1-4-3）。

### （事業税）

法人の事業税は、法人の行う事業に対し、付加価値割額、資本割額、所得割額、特定信託所得割額及び収入割額によって、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する税である（地方税法第72条の2）。

公益法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税は非課税とされている（同法第72条の5）。

また、以下に掲げる事業に対しては、事業税は非課税とされている（同法第72条の4）。

- ① 林業
- ② 鉱物の掘採事業

なお、法人の事業税の税率は、表1-4-3のとおりである（同法第72条の24の7）。

### （地方消費税）

地方消費税は、消費税と同じく、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課される間接税であり、公益法人の取扱いについても、消費税と同様である。

**（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）**

不動産取得税は、不動産の取得に対して、その不動産所在の道府県においてその取得者に課し、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して、その資産所在の市町村が課する税である。さらに、都市計画税は、市町村が都市計画法に規定する都市計画区域のうち原則として、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する税である。

公益法人に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の取扱いはほぼ同じであり、公益法人が設置する幼稚園、図書館、博物館、研究施設等で、直接その用に供する不動産等については、非課税とされている（地方税法第73条の4、第348条第2項及び第702条の2第2項）。

**（その他）**

特別土地保有税は、土地又はその取得に対して、当該土地の所有者又は取得者に、当該土地の所在市町村が課する税である。特別土地保有税は、固定資産税及び不動産取得税が非課税とされる土地については、非課税とされている（地方税法第586条第2項第28号及び第29号。なお、同法附則第31条において、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は実施しないこととされている）。

また、事業所税は、指定都市等における都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税である。事業所税は、公益法人については、その収益事業以外の事業に対して非課税とされている（同法第701条の34第2項）。

**2. 公益法人に対する寄付に関する税制**

公益法人に対する寄付金のうち、次に掲げるものは寄付金控除等の優遇措置の対象とされている。

**① 指定寄付金**

広く一般に募集され、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実である寄付金として、財務大臣が指定したもの（所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号）。

**② 特定公益増進法人に対する寄付金**

公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から原則2年を経過していないもの（再認定可能）に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項）。

なお、平成18年4月1日現在における特定公益増進法人（民法第34条に該当する法人に限る。）の数は891である（表1-4-4）。

**表1-4-4 特定公益増進法人数**

法人類型	法人数
独立行政法人	104
地方独立行政法人	5
特殊法人等	5
公益法人	891
学校法人	1,227
社会福祉法人	18,267
更生保護法人	163
合計	20,662

（注） 「特定公益増進法人一覧」（平成18年7月財務省主税局）を基に作成。学校法人が平成18年4月1日において特定公益増進法人に該当する旨の証明書が発行されている法人数。社会福祉法人が平成18年3月31日現在、その他の法人は平成18年4月1日現在における法人数。

## 第5節

## 公益法人に関する施策の動向

## 1. 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等

## 〔「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せ〕

一部の公益法人の不祥事を契機として、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方が厳しく問われている状況を踏まえ、政府は、公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、「公益法人の指導監督体制の充実等について」を申し合わせた。

その概要は以下のとおりである〔資料11〕。

- ① 指導監督の責任体制の確立
  - 各府省に総括公益法人指導監督官等及び連絡会議を設置
- ② 立入検査の充実
  - 所管公益法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施
  - 立入検査実施計画を作成
  - 的確かつ体系的な立入検査を行うための検査票（チェックリスト）を作成
  - 立入検査の実施結果を公表
- ③ 一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請
  - 各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請

平成15年度から17年度の3年間において、各府省が立入検査を実施した所管法人数は、延べ7,220法人（国所管法人数全体（延べ7,312法人）の98.7%）であり、国所管法人については、3年間でほぼすべての法人について少なくとも1回の立入検査が実施されている（詳細については、第2章第2節3参照）。

また、平成16年度決算ベースで外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は1,125法人、このうち外部監査を受けた法人は、国所管法人が799法人（対象法人の71.0%）であった（表1-5-1）。

なお、各都道府県に対しては、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請を行っている。

## 〔「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せ〕

平成13年7月23日に開催された行政改革推進本部における内閣総理大臣の指示を踏まえ、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、同年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた〔資料12〕。

その概要は以下のとおりである（図1-5-2）。

表1-5-1 外部監査（公認会計士等による監査）を受けた法人数の推移

所管官庁	平成15年			平成16年			平成17年		
	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合
国所管	1,187	798	67.2	1,159	801	69.1	1,125	799	71.0
都道府県所管	1,774	303	17.1	1,767	329	18.6	1,785	363	20.3
合計	2,942	1,089	37.0	2,907	1,119	38.5	2,889	1,151	39.8

図1-5-2 インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

		各府省のHPに掲載するもの	公益法人が各府省の「要請」を受けてHPに掲載するもの
すべての国所管公益法人	国から委託や補助金などを受けている法人	所管公益法人の一覧表 措置期限：平成13年10月末	業務・財務等に関する資料 措置期限：平成13年中目途
		○業務・財務等に関する資料 ○委託・推薦等の事業内容又は補助金・委託費等の名称・金額 措置期限：平成13年10月末	(注)「業務・財務等に関する資料」は、指導監督基準に定める下記の10項目 ① 定款又は寄附行為 ② 役員名簿 ③ (社団法人の場合) 社員名簿 ④ 事業報告書 ⑤ 収支計算書 ⑥ 正味財産増減計算書 ⑦ 貸借対照表 ⑧ 財産目録 ⑨ 事業計画書 ⑩ 収支予算書

(注) 1 このほか、総務省は、上記ディスクロージャーの状況を取りまとめ・公表するとともに、すべての公益法人を対象としたデータベースを構築している。  
 2 国は都道府県に対し国と同様の措置を講ずるよう要請している。

① すべての国所管公益法人に係る措置

- 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請
- 各府省は、平成13年10月末までに所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載

② 国から委託・推薦等を受けている公益法人等に係る措置

- 各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から事務・事業の委託・推薦等を受けている法人又は補助金・委託費等の交付を受けている法人について、業務・財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載

③ ディスクロージャーの状況のフォローアップ及び公益法人データベースの構築

現在、各府省は、本申合せに基づき所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、全国の公益法人の名称、住所等の基礎的な情報が検索可能な「公益法人データベース」(<http://www.koeki-data.org/>)を同省のホームページにおいて掲載している。

また、各都道府県に対しては、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請を行っており、各都道府県においても国と同様の措置が進められている(平成17年10月1日時点のホームページの開設及び項目別掲載状況は、第2章第2節3参照)。

2. 公益法人の指導監督等に関する研修会等の実施

公益法人の設立許可及び指導監督に関する事務は、既に述べたように、各主務官庁及びその権限に属

する事務を処理することとされた都道府県知事等、多くの所管官庁において行われている。また、各所管官庁においては、一つの部局によって、所管するすべての公益法人に対する指導監督等に関する事務が行われているわけではなく、各公益法人が行う事業に関連の深い事務を所掌する部局が、それぞれ直接の指導監督等に当たっているのが実状である。



(都道府県公益法人行政主管課長会議の様子)

これら多数の所管官庁・所管部局が行う公益法人に対する指導監督等に関する事務が統一性を持って実施されるよう、指導監督基準等の各種の基準や指針等が定められているところであるが、これらの基準等が適切に運用されるためには、所管官庁・所管部局において指導監督等に関する事務に従事する職員に対する研修等を実施することにより、その周知徹底を図る必要がある。

また、公益法人に対しても、指導監督基準等に適合した管理運営を促すため、公益法人の役職員を対象とした研修、講習等を実施する必要がある。

このような研修、講習等を行うことは、昨今の公益法人制度の抜本的改革や新会計基準の周知徹底を図るうえで、非常に有効であり、かつ重要なことである。

このため、総務省、各都道府県等において、当該職員や公益法人一般等を対象に各種の研修会等を実施している(表 1-5-3)。

表1-5-3 公益法人関係研修会等一覧

研修会等の名称	主催者	対象者
公益法人行政担当者研修会	総務省	各府省庁公益法人事務担当者 (平成17年度参加者実績:約200名)
都道府県公益法人行政主管課長会議	総務省	各都道府県公益法人主管課長等 (平成17年度参加者実績:約200名)
公益法人地方講習会	総務省 都道府県	各都道府県の公益法人事務担当者及び公益法人の役員等 (平成17年度参加者実績:約4,500名)
都道府県公益法人事務担当者ブロック会議	各ブロックの都道府県	各ブロックの都道府県公益法人主管課の事務担当者 (平成17年度参加者実績:128名)
文教関係公益法人等事務担当者協議会	各ブロックの都道府県教育委員会	各ブロックの都道府県教育委員会の公益法人事務担当者等 (平成17年度参加者実績:68名)
民間セミナーへの講師派遣	公益法人、一般民間企業等	公益法人役員等 (平成17年度参加者数実績:約4,500名)

(注) 上記の他、各府省・都道府県等において、各局担当及及び所管公益法人の役員に対する研修会、講習会等が適宜行われている。

### 3. 営利法人等への転換に関する指針の申合せ

平成10年3月に公表された「法人制度研究会」(法務省民事局長が主催し、法律学者及び関係府省庁の公益法人担当者により構成)の報告書において、公益法人の営利法人等への転換は現行法制度においても基本的に可能であるとされたことを受け、同年12月4日の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせた〔資料13〕。

その概要は以下のとおりである。

#### ○営利法人等への転換の手順

- ① 業務内容が営利法人と競合する公益法人については、指導監督基準における是正期限である平成11年9月までに、公益法人としてふさわしい事業内容への改善を行う。
- ② ①の期限までに改善が行われない場合には、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行う。
- ③ ②の措置を受けた公益法人は、1年以内に所管官庁に対し、転換に向けての計画を提出する(株式会社への転換の例について、「参考」として記載している。)
- ④ ②の措置の後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消しも含め対処する。

#### ○転換後の対応

- ① 公益法人が営利法人にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利法人の株式等については、その取得後速やかに処分する。
- ② 営利法人の取締役と存続する公益法人の理事との兼務は原則として避ける。

### 4. 休眠法人及び所管不明法人の整理に関する取組

#### (休眠法人及び所管不明法人の問題点)

公益法人は、第2章で示しているとおり、平成17年10月1日現在、全国で25,263法人存在している。当該法人数は、基本的には、主務官庁の監督の下、現在活動している公益法人の数であり、これ以外の公益法人として、「休眠法人」や「所管不明法人」が存在している。

このうち、休眠法人とは、「休眠法人の整理に関する統一基準」(昭和60年9月17日公益法人指

導監督連絡会議決定)〔資料14〕に定められた次のような要件等を総合的に勘案して、主務官庁によって認定されたものである。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること
- 主務官庁への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁においては把握されていないが、登記はされているものであり、そもそも民法上想定されていないものである。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

#### （休眠法人の整理に関する統一的基準の策定等）

休眠法人の存在を放置しておくことには、上記のような弊害があることから、昭和54年に民法の一部改正が行われ、主務官庁は、「正当な事由なく引き続き3年以上事業をしない」法人について、その設立許可を取り消すことができることとなった（第71条後段）。

また、昭和60年には、「休眠法人の整理に関する統一的基準」及び「休眠法人の整理に関するモデル要綱」（昭和60年12月5日公益法人指導監督連絡会議幹事会了解事項）が策定された〔資料14及び15〕。これらは、公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等を定めることにより、休眠法人の一層の整理促進を図ろうとするものである。

現在、各府省では、これらの基準等に沿って、所管の休眠法人の整理に努めているところであり、昭和61年10月1日現在で75法人あったものが、10法人にまで減少している。

また、都道府県においても休眠法人の整理促進に努めるよう積極的に指導を行っているところであり、基準が策定された直後の昭和61年10月1日現在で602法人あったものが、135法人となっている（図表1-5-4。所管官庁別の休眠法人数については資料31）。

休眠法人は以前と比べて減少してきているが、都道府県所管の法人を中心になお相当数残っており、早急に整理する必要がある。このような観点から、平成14年3月、総務省から各所管官庁に対し、所管不明法人の処理と併せて休眠法人の整理にも早急に取り組むよう要請を行ったところであり、引き続き積極的な取組が望まれる。

#### （所管不明法人の調査及びその整理への取組）

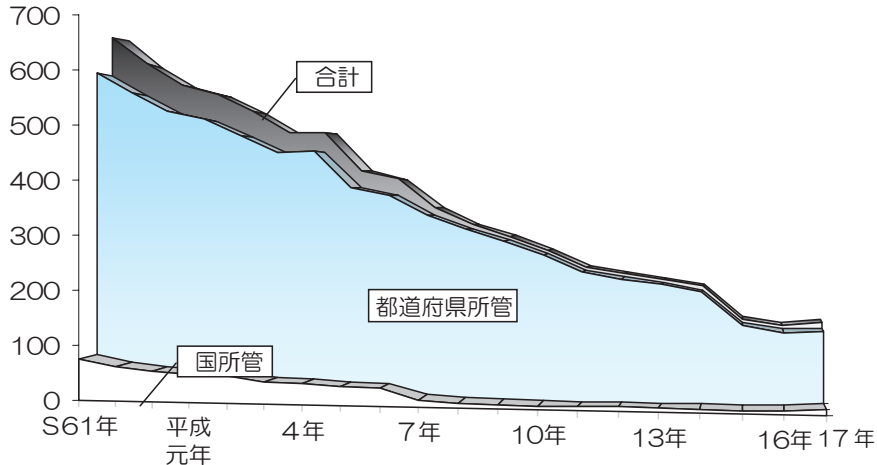
所管不明法人の実態数を把握するため、旧総理府が平成7年度に、「所管不明公益法人調査」を実施した。これは、全国1,000か所を超える登記所において、それぞれの登記所の公益法人索引名簿と各主務官庁が有している公益法人名簿等とを対照させ、前者に記載されているにもかかわらず後者には記載されていないものを抜き出すというものであった。

当該調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなり、このうち、約1,600法人は、平成8年1月に旧総理府から各省庁又は都道府県に割り振られた。

その後、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議が随時開催される中で、所管不明法人の所管の割り振りの一層円滑な進展等のため、平成8年12月19日に「所管不明法人の所管確定作業の進め方について」が公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において了解された。

これを受け、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割り振りが行われ、平成9年12月までに一通りの割り振りが終了した。なお、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、国所管の法人のうち、既に設立許可の取消し等の処理を終了していた法人以外のものについては、改めて新府省への割り振りが行われた。

図表1-5-4 休眠法人数の推移



	昭和61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
国所管	75	61	54	51	49	40	37	33	31	12	8	7	6	6	7	6	6	6	6	10
都道府県所管	602	563	528	513	483	451	453	387	372	337	311	290	265	236	224	214	202	143	133	135
合計	677	624	582	564	532	491	490	420	403	349	319	297	271	242	231	220	208	149	139	145

(注) 各年10月1日現在

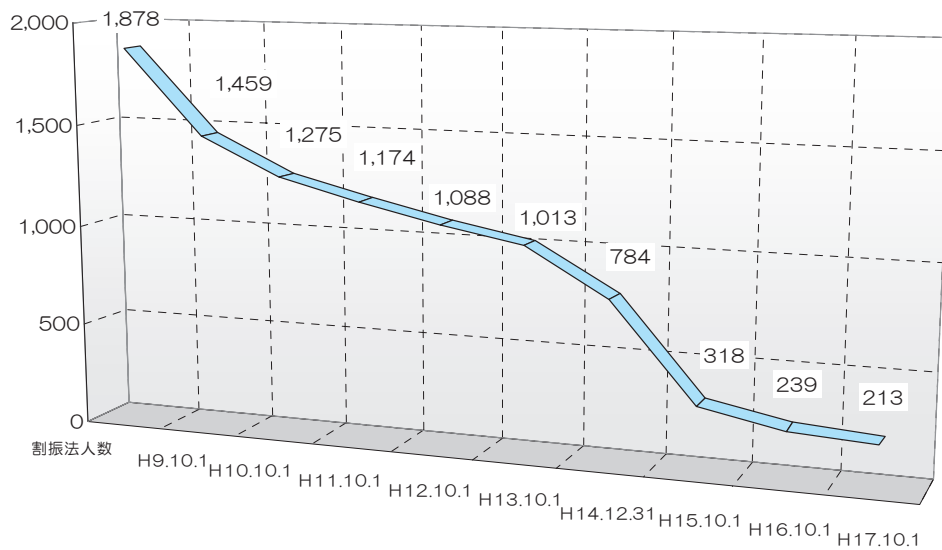
その後、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたが、所管官庁を確定して4年以上が経過しているにもかかわらず、依然として処理が終了していないものが半数以上存在するという状況を踏まえ、平成14年3月、総務省は、各所管官庁に対し、所管不明法人の処理の促進について通知を行った。この通知は、所管不明法人の多くを占めると考えられる休眠状態にある法人の処理を念頭に、原則として平成14年内にすべての所管不明法人の処理を終了することを目標として、未処理法人について13年度末時点での処理段階（割り振り調整中、理事確認中、設立許可取消中又は解散指導中）ごとに、処理作業を進めるための手順及びスケジュール（目標期限）を示したものである。

本通知を踏まえ、平成14年末現在における処理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは58.2%（1,092法人）であった。これは、平成13年10月1日現在の45.9%（861法人）と比べ処理が進んだが、なお未処理の法人が784法人と多数あることを踏まえ、15年2月、総務省は各所管官庁に対し再度通知を行い、原則として、14年度中に処理を終了するよう要請した。

所管が割り振られた官庁における平成17年10月1日現在の処理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは88.7%（1,665法人）となっている。所管別に見ると、国所管が93.9%、都道府県知事部局所管が88.2%、都道府県教育委員会所管が84.5%であり、14年3月に通知を行ってから2年半の間に大幅に処理が進んだといえる（図1-5-5。所管官庁別の処理状況については資料32）。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。



図1-5-5 所管不明法人数の推移（国・都道府県所管合計）



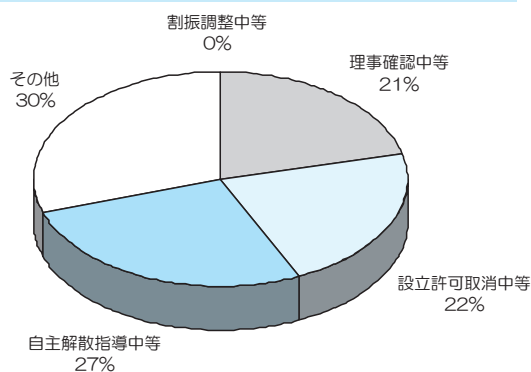
図表1-5-6 所管不明法人の処理状況

（平成17年10月1日現在）

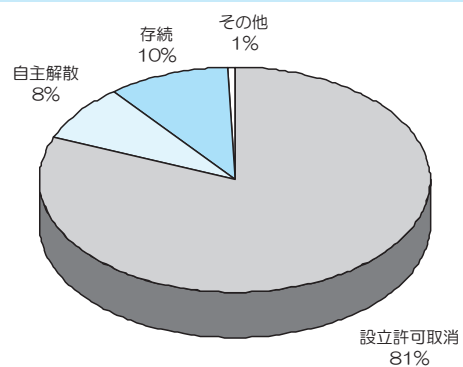
	割振法人数	処理が終了していないもの						処理が終了・確定したもの				
		割振調整中等	理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他		
国所管 （割合）	489	30 (6.1)	- (0.0)	3 (0.6)	9 (1.8)	5 (1.0)	13 (2.7)	459 (93.9)	421 (86.1)	14 (2.9)	20 (4.1)	4 (0.8)
知事部局所管 （割合）	897	106 (11.8)	- (0.0)	25 (2.8)	23 (2.6)	33 (3.7)	25 (2.8)	791 (88.2)	597 (65.0)	88 (9.8)	103 (11.5)	3 (0.3)
教育委員会所管 （割合）	497	77 (15.5)	- (0.0)	17 (3.4)	15 (3.0)	19 (3.8)	26 (5.2)	420 (84.5)	337 (67.8)	35 (7.0)	45 (9.1)	3 (0.6)
合計 （割合）	1,878	213 (11.3)	- (0.0)	45 (2.4)	47 (2.5)	57 (3.0)	64 (3.4)	1,665 (88.7)	1,350 (71.9)	137 (7.3)	168 (8.9)	10 (0.5)

（注）各府省から提出された資料を総務省が整理したものであり、原則として平成17年10月1日現在の状況。  
合計は共管を除いた実数である。

処理が終了していないもの（213法人の内訳）



処理が終了・確定したもの（1,665法人の内訳）



## 5. 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、今後取り組むべき行政改革の重要課題として、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革が盛り込まれた〔資料16〕。これを受け、政府部内で必要な検討・調整を行い、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方

の改革実施計画」を閣議決定し、各府省において、同実施計画に基づく改革を17年度末までに実施することとした（資料20。同実施計画の推進状況等詳細については第3章第3節参照）。

## 6. 公務員制度改革大綱に基づく措置

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、国家公務員の適正な再就職ルールを確立するため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ見直しを行うこととされた〔資料21〕。

また、上記閣議決定を受け、平成14年3月29日には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、当該閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせた（資料22。公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況等詳細については第3章第4節参照）。

## 7. 「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」において、国家公務員の適切な退職管理に資するため、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任について、民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう法人を指導し、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告することとされた〔資料17〕。

また、上記閣議決定を受け、平成17年3月2日には、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議において、当該閣議決定に基づく報告に係る手順等を定めた「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について」を申し合わせた〔資料18〕。

なお、平成17年4月1日から17年12月1日までの間に、国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員に就任する者として内閣官房に報告があったものは20件であり、その状況については、17年12月26日に公表したところである。

## 8. 総人件費改革

平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、公務員の総人件費改革の一環として、主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請することとされた〔資料19〕。

## (財)トヨタ財団、(財)セゾン文化財団、(財)損保ジャパン記念財団

わが国には約2万6千の公益法人が存在し、そのうち、個人や団体が行う研究や事業に対する資金の提供、学生及び留学生等に対する奨学金の支給、個人や団体の優れた業績の表彰と賞金等の贈呈等の助成活動を行う、いわゆる助成財団が、およそ1千1百法人存在すると言われている。(平成16年、(財)助成財団センター調べ)

これら助成財団の中には、わが国の主要な企業等が、設立資金を提供し、自ら法人を設立し、広範な助成事業を展開しているものもある。これら企業型の助成財団は、各々の設立の理念に則り、様々な創意工夫を凝らしながら社会のニーズに応えた先駆的かつ開拓的な事業を展開しているところである。

### ●(財)トヨタ財団

#### 【設立の経緯と目的】

(財)トヨタ財団は、「自動車をとおして豊かな社会づくり」を行うことを基本理念として社会の恩恵のもとに社業に努め、幅広い社会協力にも努めてきたトヨタ自動車(株)が、自動車事業をはじめから40年を機に、人間のより一層の幸せを目指し、将来の福祉社会の発展に寄与することを目的として、同社からの資金を基に、昭和49年に設立された助成財団である。

同財団は、世界的な視野に立ち、長期的かつ幅の広い社会活動に寄与するため、国内及び諸外国(主にアジア地域)における生活、自然環境、社会福祉又は教育文化等の多領域にわたって、時代の要請に対応した課題をとりあげ、その研究・事業に対し助成を行ってきている。

財団事業のプログラム運営に当たっては、常務理事がプログラム全般を総括し、その下にリーダー格のプログラムオフィサー及び補佐役のプログラムオフィサー、学識経験者で構成される3つの選考委員会を設け、助成案件の選考及びその支援を担当する体制で行われている。

#### 【これまでの財団の活動内容】

##### 1 研究助成事業

財団では、発足以来、幅の広い学術分野の研究に対する助成事業を実施しており、特徴として、全世界の研究者を対象とし、また大学などの機関に属さない在野の研究者も対象とすること、完全公募制で年齢も不問とするなど民間色の濃い学問、在野色の濃い学問を支援している点が挙げられる。その選考にあたっては、申請者の課題設定能力(グローバルな視点からみた課題の掘り起こしとアプローチの独自性)を特に重要視している。

##### 2 市民社会プログラム助成事業

財団では、昭和59年から、多面的・民主的な社会の実現に向けた市民活動の向上を促すため、民間非営利活動団体が社会的課題に対し自発的に取り組む先駆



トヨタ財団助成プロジェクト  
「豊島 島の学校」交流会の様子

的かつ独創的な市民活動を支援する助成事業を実施している。

この事業では、団体が取り組む地域における様々な問題対応型のプロジェクトだけではなく、問題発掘型のプロジェクトにも配慮しており、対象とする分野やプロジェクトの形式は問わず、そのプロセスや成果が地域にもたらす波及効果、その後新たな市民活動へと発展する可能性に高い評価を与え、支援している。

### 3 東南アジアプログラム助成事業

財団では、東南アジア地域と日本との歴史的・地理的な親密な関係及び互いの歴史・社会をより深く理解することが当面する複雑な社会的問題の解決への手掛かりとなることを重要視し、設立当初より助成プログラムの一つとして、東南アジア国籍の研究者を対象としたその国の研究助成若しくは東南アジア研究の助成又はアジア地域を対象とした翻訳出版の促進のための助成を実施している。

#### 【財団の改革】

財団では、創立 30 周年を迎えるに当たり、社会の変化、現状の問題点を踏まえ、組織運営及び助成事業について見直しを行うこととし、財団活動 30 年の総括として3年の期間をかけ 30 年史の編纂（平成 18 年発行）を行い、また2年の期間をかけ財団の中長期ビジョンの策定を行った。

そのビジョンに基づき改革を行いつつあり、助成プログラムについては、近年のグローバル化の進展に伴うアジア世界の大きな変化、助成活動に関連する社会貢献活動や学術支援環境の変化などがもたらす影響を踏まえ、①ネットワーク形成プログラム：アジアにおける課題や問題に取り組むためのネットワーク構築への支援、②地域社会プログラム：日本における地域社会の再構築や活性化を支援、③研究助成プログラム：「くらしといのちの豊かさを求めて」を基本テーマにした研究への助成、④計画助成プログラム：トヨタ財団の将来のプログラム開発に資する企画に対する助成、などの新たな助成プログラムへの見直しを行い、平成 18 年度より実施している。

また、中長期ビジョンの早期実現や改革の継続性を図るため、プログラム改革委員会という組織を編成し、財団事業の将来の充実に備えている。

## ●（財）セゾン文化財団

#### 【設立の経緯と目的】

セゾン文化財団は、「芸術文化活動の助成及び芸術文化に係る国際交流の促進により、芸術文化の普及と向上を図り、我が国の文化の発展に寄与すること」を目的として、理事長の堤清二氏（当時セゾングループ代表）個人が出えんし、昭和 62 年に設立された財団法人である。セゾングループでは、財団設立以前より、様々な分野で芸術文化活動への支援を行ってきたが、本財団はその精神を継承しつつ、より安定的、恒常的な支援を可能にするために設立されたものである。

#### 【財団の活動内容】

一般に芸術活動への助成については音楽や美術を対象とするものが多い中で、本財団では、プロの芸術家による演劇・舞踊活動の助成に特に力を入れている。助成事業以外にも、セミナーやワークショップ、シンポジウム等の主催や、ニュースレター「viewpoint」（年4回）の刊行、また、国内外の非営利団体などと連携した国際交流事業、若手の舞台芸術家の育成事業などを開催している。



セゾン文化財団  
「森下スタジオでのワークショップ風景」

特に、本財団の特徴として、一般に芸術団体への支援は、個別の事業（公演等）に対する助成（事業助成）が多いが、活動全体に対して中長期的に助成（運営助成）している点、また公演に至る前の段階（作品を創る過程・そのためのインフラ整備・人材育成等）について、重点的に助成を行っている点が挙げられる。本財団は、東京に「森下スタジオ」という稽古場を運営、助成先に貸与しているが、これはそれらの方針をより深化させるための場として開設されたものである。

また、助成対象については、独創性、将来性、適時性、影響力、実現性を総合的に考慮して決めているが、その中でも、「独創性」を重んじている。財団でしか助成できないような先駆的なものを、他では出来ないようなやり方で支援したいと考えている。

## 【事業評価】

財団では、芸術団体に対しては、①良い作品を作ってもらうこと、②組織の運営基盤を強化すること、を目的として助成しているが、その成果を確認するために、プログラムの評価及びグラント（個々の助成）の評価の2つの評価を実施している。

評価に当たっては、作品の良し悪しを判定するというよりも、評価を通じて助成先とのコミュニケーションを深めるとともに、助成プログラムのあり方を再検討するための材料を収集することに重点を置いている。助成期間中及び終了後も、財団のスタッフが頻繁に現場に赴き、様々な観点からの評価を行い、さらに、若手の専門家からなる外部の評価委員から、公演ごと、年度ごとに評価レポート（どのような変化があったか、周囲にどういった影響を与えているか）による報告を受けている。

また、助成先からは、活動の目標や資金の使用計画などを記載したワークシートを作成してもらうこととし、それに基づき、年に2～3回程度、財団スタッフと話し合いを行うこととしており、これは、助成先の劇団等の運営にも活かされ、成果を上げているところである。

## ●（財）損保ジャパン記念財団

### 【設立の経緯】

損保ジャパン記念財団（設立時の名称は安田火災記念財団）は、(株)損害保険ジャパンが社会貢献活動の一環として行っていた社会福祉諸団体への支援と交通遺児に対する支援活動を引き継ぐことと、損害保険等に関する学術研究の推進を目的として、昭和52年に(株)損害保険ジャパン（当時の名称は安田火災海上保険(株)）の出えんにより、設立された財団法人である。

財団では、それぞれの時代における社会福祉・社会保険・損害保険等のニーズに応えるべく、社会福祉団体への助成、学術研究助成を行っている。

### 【活動内容】

#### 1 社会福祉事業

本財団では、発足以来、障害者福祉分野において法人格が取得できない小規模なボランティアグループの活動などに対する助成事業を行ってきたが、平成7年の阪神淡路大地震の発生を契機として、平成10年で社会福祉団体に対する一般助成を終了し、新たにNPO法人設立資金助成事業をスタートさせている。

この助成事業は、平成11年に、社会福祉団体がNPO法人として法人格を取得し、団体の基盤強化を図り、社会的信用を得ていくことが地域福祉の向上に重要であるとの観点から、福祉団体のNPO法人化を支



NPO法人施設利用のための送迎自動車  
購入費助成

援するものである。

その他、NPO法人の設立や運営に関するノウハウについて実務的な手引き書を作成し、広く全国の団体に提供している。（この手引きは、現在、損保ジャパン記念財団のホームページで閲覧できる。）

## 2 福祉諸科学事業

財団では、社会福祉、損害保険に関するテーマを主とした講演会の開催や社会福祉と社会保険、損害保険に関する研究に対する研究資金の助成・研究会の開催を行っている。

講演会では、平成 10 年にアメリカのたばこ訴訟及びイギリス司法制度改革事情、シンポジウムでは平成 17 年にディジーズ・マネジメント（生活習慣病対策）をテーマに海外から講師を迎え、最新情報をテーマに開催し、その講演録を作成し、財団叢書として一般に無料配布している。

## 3 社会福祉文献表彰事業

財団では、平成 11 年度より社会福祉の学問的探求を指向する多くの学者、研究者の研究意欲を促進し、ひいてはわが国の社会福祉の発展に寄与することを目的として、社会福祉の優れた学術文献を表彰している。対象となる文献は、前年度に発表された社会福祉に関する文献で、関係学会役員や大学の社会福祉学部長などの指定推薦者から推薦された文献を、各分野の著名な研究者 6 名で構成される当財団の審査委員会で選考している。入賞者には損保ジャパン記念財団賞と研究費を授与している。

### 【ネットワークの構築】

本財団では、平成 11 年に思い切った事業の変更を実施し、それぞれの分野の研究者や専門家とのネットワークを構築し、拡大強化することにより、互いの交流を育み、学術の発展に寄与する一方、社会福祉や保険の分野において今何が求められているか、今後どの方向に進むべきか時代の流れを読み、財団の活動に積極的に反映させている。